

相模原市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第15号

相模原市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第2項」の次に「(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)」を加え、「第36条」を「第30条の2及び第36条第8項」に改める。

第4条ただし書を削る。

第7条中「非常勤消防団員等」を「非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)」に改める。

第10条中「関し」を「ついて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。